

柘植地域まちづくり協議会

臨時総会

平成31(2019)年4月27日(土) 19:30～

(受付19:10～)

柘植地区市民センター ホール

総会次第

- 1 資格確認 (委任状確認)
- 2 開会の言葉
- 3 会長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議事
第1号議案 本部役員等の選出の件について
第2号議案 その他の件について
- 6 議長解任
- 7 退任役員あいさつ
- 8 閉会の言葉

※総会終了後、部会を開催します。

閉会時に場所を指定しますので、移動をお願いします。(流れ解散)

(新部会長は「自主防災に関する打ち合わせ」をしますので残ってください。)

【役員】 規約第5～9条

会長（1名）	
副会長（4名）	1
	2
	（区長より） 3
	（区長より） 4
書記（1名） 事務局長を兼ねる	
会計（1名）	
監事（2名）	

新・顧問	
------	--

【事務局体制】 規約第19・20条

事務局長（1名） 書記を兼ねる	
事務局次長（1名）	
会計担当職員	
事務職員	

【運営委員（区長・部会長・実行委員会を代表する者）】 規約第11条

区 長	東 部	岡 鼻	岡島 茂男	部 会 長	人権・同和		
		小 林	森下 泰成		健康・福祉		
		柘植青葉台	柳谷 武宏		生活・環境		
	中 部	上 町	岡田 進		教育・文化		
		下 町	服部 勉		産業・交流		
		倉 部	清水 雅己		女性活動		
	北 部	小 杉	堀川 康幸	自治のあり方検討	藤井 明和		
		山 出	前嶋 卓弥	広報編集発行	西田 方計		
	南 部	前 川	坂井 悟	自主防災	服部 文昭		
		上 村	勝見 博和	人権啓発合同事業	橋本 浩信		
		西 部	野 村	杉本 廣行	つげふくしネット	柘植美智代	
	中柘植		西尾 光史	公安	西田 方計		
					会	鳥獣害対策	松山 宏己
					を	森林整備	町田 盛次
					代	公共交通※	堀井 信雄
					表	(駅130周年記念)	(中村 忠明)
				す	スポーツ	中川 秀紀	
				る	齋王さん	西田 方計	
				者	観光看板	田中 重之	
					水資源	浜田不二子	
					地場産振興	西田 方計	
					※代表する者が変更することもあります。		

※12区連絡協議会（規約第13条）

※部会（規約第14条）

※実行委員会（規約第15条）

(略)

公共交通＝柘植駅を核とした公共交通のあり方検討委員会

※実行委員会は運営委員会での承認を経て、年度途中で改廃することもあります。

第1回部会（

部会）

1. 名簿<別紙>の確認（訂正があれば事務局へ報告してください。）
2. 部会長の選出、組織づくり
（規約第14条により、必要に応じて副部会長、会計担当などを決めいただけます。）
（「部会長名」を事務局へ報告してください。）
3. 事業計画の立案について
（下記、今後の予定を参照）

4. 連絡体制の確認

5. その他

次回部会開催日 月 日（ ） 時～ 場所（ ）

（次回部会の開催日を事務局へ連絡してください。）

部会終了後、部会構成者は「流れ解散」となります。
気をつけてお帰りください。

今後の予定

- 部会として、今年度事業・予算計画（案）を作成する。
※部会長等事業主体者宛の書類（様式等）を参照してください。
- 事業者連携交流会議（5月11日）にて、事業・予算（案）などを交流する。
参加者（役員、事業担当者、その他自由に参加していただけます） 別紙参照
- 事業計画等の〆切（5月13日）…その後、役員会で事業整理、予算調整等行います。
- 第2回運営委員会（5月20日）にて、今年度事業・予算計画（案）を審議する。
※部会からは「部会長」が参加になります。
- 定期総会（5月25日）にて、今年度事業・予算計画（案）を審議・決定する。
※案内文書は5月15日便でお届けする予定です。

柘植地域まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、柘植地域まちづくり協議会（以下、「協議会」という）という。

(目的)

第2条 この協議会は、伊賀市自治基本条例の趣旨に従い、柘植地域を住みよい地域にするため、『柘植地域まちづくり計画』（以下、『まちづくり計画』という）に基づきまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 『まちづくり計画』の算定・改定
- (2) 『まちづくり計画』に基づく事業の実施
- (3) 伊賀市行政あるいは柘植地域各区（12自治会）との協働事業の実施
- (4) 伊賀市と協定を結ぶ「まちづくりに関する基本協定書」に関する業務の実施
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 この協議会は、次の者をもって構成する（以下、「協議会構成員」という）。

- (1) 柘植地域に在住または在勤する者
- (2) 柘植地域各区（12自治会）
- (3) 柘植地域で活動する団体
- (4) 柘植地域に所在する事業所

第2章 役員

(役員)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名（うち1名は男性又は女性とする。また2名は区長とする。）
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名

2 役員は、協議会構成員の中から総会において選出する。

(監事)

第6条 この協議会に、監事2名を置く。

- 2 監事は、協議会構成員の中から総会において選出する。
- 3 監事は、会の運営及び財務会計の監査にあたる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理する。

3 書記は、協議会の事務を総括する。

4 会計は、協議会の会計事務を行う。

(役員・監事の任期)

第8条 役員・監事の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問の設置)

第9条 この協議会に、顧問を置くことができる。顧問は、運営委員会において推薦し、総会において決

定する。

2 顧問は、会長の求めにより、会の運営について意見を述べることができる。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、次の者（以下、「総会構成員」という）をもって構成する。

(1) 各区区長

(2) 区長が推薦する者

(3) 協議会の趣旨に賛同しその活動に参加する者で、運営委員会において確認された者

2 総会は、協議会の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、規約の改定、その他重要事項を審議決定する。

3 総会は、毎年1回定期総会を開催する。

4 総会は、会長が招集する。

5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

6 会長が必要と認めるとき、あるいは第1項の構成員の半数以上の者から要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、第5条第1項の者（会長、副会長、書記、会計）、第10条第1項第1号の者（各区区長）、第14条第2項の者（各分野別部会の部会長）第15条第3項の者（実行委員会を代表する者）をもって構成する。ただし、区長・副会長・実行委員会を代表する者が欠席の場合はそれぞれが指名する者をもって会議を成立させるものとする。

2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(役員会)

第12条 運営委員会において図るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議するために、月に1回以上、役員会を開催する。

(12区連絡協議会)

第13条 市行政と協議会及び各区運営に係る事項を審議するために、月に1回以上、12区連絡協議会を開催する。

2 12区連絡協議会は、役員代表と12区の各区区長をもって構成する。ただし、区長欠席の場合は区長の指名する者をもって会議を成立させるものとする。

(部会)

第14条 協議会の目的達成のために、分野別に部会を置き、各所管に関わる事項『まちづくり計画』の内容や事業内容等を審議及び実践・評価をする。その招集は、部会長が行う。

2 分野別部会として、次のものを置く。

- (1) 人権・同和部会
- (2) 健康・福祉部会
- (3) 生活・環境部会
- (4) 教育・文化部会
- (5) 産業・交流部会
- (6) 女性活動部会

3 部会は、第10条第1項の者（総会構成員）をもって構成する（以下、「部会構成員」という）。

4 部会には、部会長を置く。また副部会長、部会会計等を必要に応じて置くことができる。それらは部会構成員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。
 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

柘植地域まちづくり協議会の役員委員の報酬に関する規則

(目的)
 第1条 本規則は、役員委員の報酬に関する事項を定める。

(役員委員の範囲)

第2条 役員委員とは、柘植地域まちづくり協議会規約に定める会長、副会長、書記、会計、区長、部長、実行委員会を代表する者をいう。

(役員委員報酬の意義)

第3条 役員委員報酬とは、柘植地域まちづくり協議会が役員委員に対し、役員委員としての業務執行の対価として支払うものをいう。

(役員委員報酬の額)

第4条 役員委員報酬の額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第5条 役員委員報酬は年額報酬とし、原則として年度末に支給する。

2 役員委員に異動があった場合の報酬の支給については、その日の属する月割によって計算した額を支給する。

別表

この規則は、平成19年4月1日より施行する。
 この規則は、平成23年4月1日より施行する。
 この規則は、平成29年4月1日より施行する。
 この規則は、平成30年4月1日より施行する。

区分	報酬の額
会長(1)	100,000円
副会長(4)	25,000円
書記(1)	25,000円
会計(1)	30,000円

運営委員

区分	報酬の額
区長(12)	100,000円
部会長(6) (人権擁護・健康福祉・ 生活福祉・教育文化・ 産業交流・女性活動)	20,000円
実行委員会の代表者	20,000円以下で別に定める

- 6 部会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 7 部会長は、部会の概況経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第15条 協議会の事業を実施するために、運営委員会の承認を得て、実行委員会を設置することができる。

2 実行委員会は、次の者を構成員とする。

- (1) 各事業の趣旨に賛同する者
 - (2) その他、会長が認める者
- 3 実行委員会には、実行委員会を代表する者を置く。また実行委員会の代表を補佐する者や会計等を必要に応じて置くことができる。それらは実行委員会構成員の中から選出する。

(会議の開催及び運営)

第16条 総会及び運営委員会(以下、「会議」という)は、各会議の構成員の過半数の出席(委任状による出席を含む)がなければ、これを開くことができない。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議の開催及び議題については、事前に周知するよう努めるものとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会議を代表する者の決するところによる。

第4章 会計及び監査

(会計)

第17条 協議会の会計は、交付金、補助金、会費(区負担金)、その他収入をもってこれをあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計監査)

第18条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

第5章 事務局

(事務局体制)

第19条 柘植地域の分権・自治を推進し、協議会運営の事務を円滑に行うため、事務局を設置する。

2 事務局は、柘植地区市民センター内に置く。

3 事務局に事務局次長と事務局次長、会計担当職員を置き、事務局職員を配属する。但し、事務局長は、書記がそれにあたるものとする。

(事務局職員)

第20条 事務局次長及び事務局職員は、協議会構成員の中から会長が指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

2 事務局次長は、事務局長を補佐する。

第6章 雑則

(委任)

第21条 協議会の業務に関する協議のため、部会長会議などの会議を必要に応じて開催することができる。

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成16年2月16日から施行する。

この規約は、平成16年3月8日から施行する。

柘植地域まちづくり協議会役員選考委員会規則

(趣旨)

第1条 柘植地域まちづくり協議会の新役員の選考ならびに選出を民主的かつ円滑に行うために、「柘植地域まちづくり協議会役員選考委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(任務と手順)

第2条 柘植地域まちづくり協議会の新役員に相応しい人物をより広い地域住民から自薦他薦候補も含めて選考を行う。

2 新役員の選考ならびに選出は次の手順で行う。

(1) 委員会は運営委員会が指定した日までに運営委員会に選考の経過とその結果を提案する。

(2) 運営委員会は、委員会からの提案内容を審議し、承認する場合は総会に審議を委ねる。

(3) 総会は、運営委員会が承認した委員会の提案内容(「新役員選出の件」)を審議する。新役員は総会にて承認された場合に選出される。

(4) 運営委員会ならびに総会における報告は顧問が行うものとする。

(委員)

第3条 委員会は、現会長(1名)と区長でない現副会長(2名)ならびに、現区長のうちより2名、顧問のうちより2名の計7名をもって構成する。

2 委員に欠員が出た場合は、選出団体(区長、顧問)から補充するものとする。

(任期)

第4条 委員会は、役員改定年度前年の運営委員会にて定めた時期(概ね10月)に登置し、新役員が総会で選出された時点で解散するものとする。

2 委員の任期は、委員会の設置と解散に合わせる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、現役員の会長とする。

3 副委員長は、顧問のうち1名とする。

4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、事故あるときは委員長を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の座長とする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(その他)

第7条 この規則に定められるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付則 この規則は平成30年10月18日から施行する。



6月28日 柘植小学校3年生訪問学習



9月26日伊賀流自治研修会



5月17日自主防災実行委員会



5月17日JR亀山鉄道部との懇談



5月10日柘植中1年生訪問学習



1月25日 静岡富士市視察受入



5月27日伊賀市議会タウンミーティング参加



6月12日 波瀬むらづくり協議会への視察

はじめに

目次

はじめに	1
I 柘植地域の沿革や特性について	2
II 分野別の目標・基本方針・施策・実施計画等	...	3
1 分権・自治の確立	4
2 人権・同和施策の推進	11
3 健康・福祉の推進	15
4 生活・環境の再生	26
5 教育・文化の充実	33
6 産業・交流の促進	37

平成16年2月に柘植地域まちづくり協議会が発足して以来、早くも5年が経過しました。これまで10年先を見据えて策定された地域まちづくり計画に基づき、様々な活動を展開してきましたが、社会情勢の変化や市のまちづくりに対する方針の転換などもあり、この度、全般的に計画を見直すことになりました。

当初に計画を策定したときと同様に、今回の計画改訂に際しても全住民を対象にしたアンケートを実施し、住民の皆さんの意向を計画に取り入れるとともに、これまでまちづくりを中心に担ってきた協議会構成員による評価も実施しながら、新たな計画づくりに反映しています。

今後は、この計画に基づき、より多くの住民の参加の下、様々なまちづくり活動を展開していくことで、全ての住民にとって住みよい地域を自分たちの手で形成していきたいと考えています。

柘植地域まちづくり協議会

1 柘植地域の沿革や特性について

柘植地域は、三重県北西部の伊賀盆地北東端に位置し、面積は25k㎡(東西約6.5km、南北約6.0km)。柘植地域まちづくり協議会事務局の柘植地区市民センターの位置は、東経136度14分、北緯34度50分、標高約214mです。

柘植地域のシンボルである霊山(765.8m)は、室生赤目青山国定公園の北端に位置し、油日岳(694m)や旗山(650m)を背後に望む余野公園は鈴鹿国定公園の南端にあります。

柘植地域は、一日の温度差が大きいが、霧深い日が多い、あるいは夏は蒸し暑く冬は底冷えが厳しいといった盆地特有の気候を有しています。伊勢平野との分水嶺を源にして大坂湾につながる柘植川は、当地域を東から西に流れており上水道の水源となっています。またその水質の良さは貴重なかんがい用水として、粘性土壌という耕地特性とともに、蒸餾産業である稲作を支え、当地域生産米のおいしさを引き出しています。

柘植は、古の「壬申の乱」進軍路にあたることと、古来、奈良から東国へ向かう東海道(壬申の道、和銅の道、平安の道、大和街道など)筋であったことから、人的・文化的資源に恵まれた地域でもありました。

現在も名阪国道(昭和40年12月16日開通)ならびにJR草津線・関西本線が存在により、名古屋・大阪・京都という大都市圏に1時間余りで到達できる交通・輸送条件に恵まれた地域です。

柘植地域は、北方は油日地域(滋賀県甲賀市)と、東方は加太峠をはさんで加太地域(亀山市)と、南方は西柘植地域と、そして西方は柳田地域と接しています。明治の初期頃まで上柘植村・野村・中柘植村・上村の村々で構成されていましたが、明治22年の市制町村制に伴い、これらが東柘植村に統合、昭和17年には柘植町となりました。さらに昭和30年に小杉地区が編入、昭和31年には一ツ家地区が編入され現在に至ります。

平成22年9月末現在、柘植地域には12の区(自治会)があります。世帯数は1,381、人口は3,872人で、そのうち15才未満の人口は365人(約9.4%)、65歳以上の人口は1,227人(約31.6%)であり、高齢化が進んでいます。

柘植地域には辨聖松尾芭蕉(1644～1694)の生誕地が山出野にあり、また文豪横光利一(1898～1947)が幼少時を野村で過ごしたことから、その遺徳を讃えた句碑や記念碑、公園などが整備されています。

一方、東海自然歩道を始め、余野公園、大杣池、鷺山池、霊山や神社仏閣(都美恵神社や万寿寺など)といった自然や歴史的遺産も豊富にあります。

柘植地域まちづくりの目標

一人ひとりが 生き生きと
ふれあい支えあい 暮らそう
みんなのまち 柘植

分野別目標一覧

- 1 分権・自治の確立
一人ひとりの想いが実現できる自立のまち柘植
- 2 人権・同和施策の推進
一人ひとりが生き生きと ～あなたもわたしもみんな輝くまちづくり
- 3 健康・福祉の推進
世代を超えてふれあい支えあい 健康でいきいきと暮らせるまち「都美恵」
- 4 生活・環境の再生
豊かな自然を守り、安全で住みよいまち『柘植』
- 5 教育・文化の充実
「集まって楽しむ地域まるごとコミュニケーションつげ」
「助け合い学びあう交流拠点…つげの学びや」
- 6 産業・交流の促進
若者が主体となるまちづくり

<分野別計画の構成>

- まちづくり目標 - 基本方針 - 施策 - 具体計画 - 現状と展望
- ※各具体計画には、「実施主体/実施時期」が記載してあります。
□実施主体 - 「住民」「住民と行政」「行政」など
□実施時期 - 「短期(1～3年)」「中期(3～5年)」「長期(5～10年)」※事業の着手時期
□現状と展望 - 5年間の取組成果や今後の具体的な取組方向について記載
□<関連> - 他分野で関連する具体計画番号を4ケタで明記

(分野番号1～6) (施策番号01～16) (具体計画番号1～6)

1 分権・自治の確立

現状と課題

(1) 現状

柘植地域では、昭和34年に柘植町が春日村と合併して伊賀町となって以降、当該地域全体のまちづくりを実施する機関が存在していませんでした。従来からの区が各地域の自治を中心的に担ってきたものの、互いの交流・連携を図る動きはあまりなく、また、行政の諸施策の展開に合わせて組織された各種団体や市民活動団体と各区との交流・連携もあまり無い現状の中で、伊賀市の合併が行なわれました。

また、柘植地域まちづくり協議会が設置される以前は、当該地域に関するまちづくりの情報について発信するような媒体も存在せず、同じコミュニティの住民でありながら、情報共有できる機会が非常に限られていました。

しかし、柘植地域まちづくり協議会では、合併に伴う広域化する行政体制に対する住民の危機感を背景に、まちづくりを推進する中で、実態に合わせた協議会の運営組織を適宜見直し、すとともに、これまで様々な課題を解決すべく各区分長が運営委員として積極的にまちづくりに参画し、活動の中核を担ってきました。

そして、住民自治活動の基盤となる情報提供を行なうため、広報紙「柘植地域まちづくりだより」を毎月発行のうえ各区等と連携して全戸配布し、各区で毎月開催される常会等を通じてまちづくりの情報を提供し、共有化を進めてきました。

その結果、これまで取組の成果として、学童保育、教育ボランティア、災害弱者の見守りネットワーク、観光絵地図、案内板の設置、柘植の香王群行などの活動が評価され、「みえ防災大賞」(平成20年12月、三重県)や「あしたのまち・くらしづくり活動賞(協会主催者賞)」(平成21年11月、財団法人あしたの日本を創る協会)、さらに「防災まちづくり大賞(消防科学総合センター理事長賞)」(平成23年1月、総務省)を受賞しました。

しかし、各分会構成委員の部会会議等への参加率は低く、まだまだ一部の役員による活動にとどまっていることや、若い人たちや区外の方々のまちづくりへの参加・参画が大きな課題となっています。

一方、市においては、住民自治協議会と自治会との役割分担が明確でなく、二重組織であり、住民に戸惑いがあることから、自治組織のあり方検討委員会等において、住民自治組織の課題を整理し、わかりやすい組織の仕組みづくりが協議されました。その結果今後の取り組みを方向性を報告書にまとめ、具体的な推進計画を策定し、総合計画及び例規に反映させ、平成23年度から実施されるよう市長に提言されたところです。今後、示される新たな組織の仕組み等に、柔軟に対応していかなければなりません。

また、支所組織が縮小されてきている現状の中で、自治基本条例に基づく住民自治協議会の役割や権限、責任が増大してくるものと予想され、柘植地域まちづくり協議会の果たす役割がますます重要になってくるものと思われまます。

・当地域では、まちづくり活動の拠点となる柘植地区市民センターが平成22年4月に開設され、さらなるまちづくり活動の展開が期待されています。

(2) 課題

先の現状を踏まえ、前期5年の取組みを施策ごとに評価した結果、つぎのような課題があると考えました。

- ① 構成員の継続的な確保・育成と積極的な参加へ呼びかけ
- ② 役員の改選方法と部会運営ノウハウの継承
- ③ 若者や女性のまちづくり活動へ参加促進
- ④ 少子高齢化、若者の地域外定住による過疎化の進行と地域活力の低下への対応
- ⑤ まちづくり活動に対する住民意識の向上
- ⑥ 各区との連携とまちづくり活動への住民の積極的な参加
- ⑦ 新たな自治組織の仕組みに対応した協議会組織の見直し

分権・自治の確立をめざすための目標

一人ひとりの想いが実現できる自立のまち柘植

基本方針1 子どもから高齢者までみんながまちづくりに参加できるようにする。

まちづくりの主体は、地域に住む住民一人ひとりであり、特に、将来の地域の担い手となり得る人材の確保・養成のためにも、子どもへの参加は重要です。

また、人権という観点からは、子どもや高齢者だけでなく、女性、外国人住民、障がい者、あるいは在住地区にかかわらず参加できることが大切です。

施策1 まちづくり活動の推進体制の構築

施策2 まちづくり活動に対する適正な審査

基本方針2 各自、各種団体等が互いに連携し、地域の総合的な活力を生み出す。

地域には個々の住民のほか区や各種団体が多数存在しており、これらの団体や個人がバラバラにはなく、互いに情報を共有し合い連携していくことで、柘植地域全体の総合的な自治力の形成につながっていきます。

施策3 まちづくり情報の収集・発信

施策4 まちづくり活動の連携

基本方針3 地域でできることは地域住民で行うことにより、自立した地域を形成する。

地域の個性が生かされた魅力あふれるまちづくりや、地域が抱える課題の解決に向けた取組は、まず地域自らが行っていくという前向きな気持ちが大切であり、個々の活動の積み重ねにより、自立性の高い柘植地域が形成されます。

施策5 まちづくり活動資金の確保

施策6 まちづくり活動を行う人材の確保・養成

施策7 子どもや若者、女性が主体のまちづくり活動の推進

2 人権・同和施策の推進

現状と課題

(1) 現状

21世紀は「人権の世紀」と言われています。私たちには、一人ひとりの尊厳が認められるとともに、自由な生き方が尊重され、自分らしく生きていく権利があります。しかし、生まれた場所、人種、信条、性別、年齢、障がいの有無などの違いを理由に、社会的に排除されている現状があります。具体的には、同和問題をはじめ、在日韓国・朝鮮人、障がいのある人、高齢者、子ども、女性等にかかわる人権問題等があげられます。

そうしたことを踏まえ、いがまち（旧伊賀町）では1992(平成4)年の「人権町宣言」の決議以降、1993(平成5)年の「伊賀町同和問題審議会答申」を受けて、同年「伊賀町部落差別撤廃条例」が制定されました。その後、人権問題に関する講演会、研修会の開催、人権啓発映画の上映、町民意識調査、人権啓発ボスターの公募及び作品の展示、人権啓発標語の公募、いがまち人権センターにおける情報発信や学習の場としての機能の充実、町広報やインターネット、有線放送・防災行政無線等を活用した情報の提供、いがまちのモデル地区指定事業、三重県教育委員会の中学校区セツトアッププラン21事業等、部落問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、様々な取組が進められてきました。特に、モデル事業については、自己の研鑽が深められるとともに、人権・同和部会内の人権啓発実行委員会主催によるフィールドワークなど、裾野地域住民が一緒に参加することにより、区同士の横のつながりができ、情報交換もできています。それぞれ別の区で取組を参考にしたながら、今後の活動にも大いに役立つのではないのでしょうか。その後、伊賀市誕生とともに、2004(平成16)年に「伊賀市人権尊重都市宣言」、2005(平成17)年に「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」が施行されました。しかし、現状はこうした取組を進めながらも、なおも厳しく解決しなければならぬ課題が残されています。

(2) 課題

- ① 外国の人びととの生活習慣の違いや言葉の壁
- ② 障がい者に対する偏見の問題
- ③ 高齢者の孤独死や寝たきり、認知症等、地域とのかかわり
- ④ 子どものいじめ、不登校、虐待の問題
- ⑤ 女性の職場や社会参加への推進
- ⑥ モデル地区の温度差
- ⑦ 人材育成
- ⑧ 人権研修等の参加者の固定化やマンネリ化の傾向
- ⑨ 住民の自発的参加を促す工夫
- ⑩ 同和对策事業に対するおたのみ意識の払拭

人権・同和施策の推進のための目標

一人ひとりが生き生きと

～あななもわたしもみんな輝くまちづくり

基本方針1 他人事から自分事 ～自分の事として学ぶ

人権問題の正しい理解と認識を深めるための学習をするには、誰もが気軽に参加できる学習の場、雰囲気づくりが必要でです。

しかし、そういった場に参加する人は固定化されたり、参加者が少ないのが現状です。関心を持って参加を促すにはどうすればいいかが、今後の課題となっています。おたのみ意識の問題も同和对策事業の進展に伴って顕在化し、今日の差別意識となつて表われていることから、事実を正しく確かめることが必要です。

施策1 みんなが人権・同和問題について学習する場(機会・場所)と雰囲気づくり

基本方針2 他人事から自分事 ～自分の事として考える

人権の取組を通し、自分の思いを素直に伝え、聴き合える関係づくりが必要です。対話の中で、今までの自分が持っていた偏見や無知に気づき、人権感覚が磨かれていきます。

施策2 みんなが人権・同和問題について気軽に話し合える場(機会・場所)と雰囲気づくり

基本方針3 他人事から自分事 ～自分の事として行動する

すべての人が安心して生き生きと暮らし、自己実現を図っていきける社会を創るために、私たちは何ができているのかを明らかにし、人権を基盤とした地域ぐるみのネットワークを構築することが大切です。

部落差別をはじめ、あらゆる差別を無くすには、正しい知識と認識を培い、差別を許さない生き方や行動力を高める活動を進めることが必要です。住民一人ひとりが自ら啓発の主体となり、地域の課題に沿った啓発活動を展開していく“人権のまちづくり”を進め、地域に人権文化の構築を図っていきます。

施策3 みんなが人権・同和問題について積極的に実践し合える場(機会・場所)

基本方針4 いがまち人権センターの有効活用

人権問題、部落問題に関する資料を収集して、それを展示するスペースが欲しいと考えています。子どもからお年寄りまでたくさんの人に見てもらい、学習する場を提供したいものです。気軽に訪れることができ、人権問題が身近な問題として考えられ、集うお互いが深く合うことができる場が必要です。

施策4 地域の中での指導者・助言者の養成拠点づくり

3 健康・福祉の推進

現状と課題

(1) 現状

柘植地域(柘植小学校区)では、平成22年9月30日現在総人口3,872人、世帯数1,381世帯
 となっています。平成16年4月1日現在の総人口4,166人、世帯数1,309世帯と比較すると、
 総人口は減少し世帯数は増加しており、核家族化が進んでいます。一方、年齢3区分の構成
 比(表1)に見られるように、少子高齢化が確実に進んでいます。また、(表2)のように、
 高齢化・核家族化の進行を背景に、高齢者単身世帯及び高齢者のみ世帯が増加しています。
 柘植地域では、今後少子・高齢・核家族化とともに高齢者のみ世帯が増加していくことが
 予想されます。これと関連し、親の亡くなった後、空き家屋となるケースが増えています。な
 お、核家族化は共働き夫婦にとつて子育てが大きな負担となっています。

<表1 年齢3区分別構成比>

人 口	柘植地域		伊賀市	
	H16.4.1	H20.9.30	H22.9.30	H22.9.30
年少人口(0歳～14歳)	12.0%	10.4%	9.4%	11.1%
生産人口(15歳～64歳)	60.9%	60.1%	59.1%	61.0%
老年人口(65歳以上)	27.1%	29.5%	31.6%	27.9%

<表2 高齢者単身世帯、高齢者のみ(2人以上)世帯>

世帯形態	柘植地域		伊賀市	
	H16.4.1	H22.9.30	H22.9.30	H22.9.30
高齢者単身世帯	8.7%	11.9%	10.5%	12.3%
高齢者のみ世帯	9.8%	11.9%	9.7%	10.2%

大型スーパーの進出と個人商店の高齢化による後継者の問題等により、柘植地域内の個人
 商店の閉店が増えています。特に、高齢者世帯にとつては、食料品など簡単な日用品購入に困る状況
 が進行しています。特に、柘植地域内における三重交通の路線バスの廃止と、行政巡回バス
 を始めとする公共交通機関の日常生活での利便性が低下していることなどにより、介護保険
 を利用できない高齢者を中心に移動が大きな障害になっており、この地域で住み続けるには
 必ずしも良い環境にあるとは言えません。高齢の単身世帯になって帰ってこられる方もあります。地
 縁や血縁の無い高齢者にとつては、より大変な状況にあります。高齢化に伴い、認知症の有
 病率が上がり、在宅での高齢者による高齢者の介護から、認知症の方による認知症の方の介
 護となりつつあり、小規模での見守りやサポーターが急務となっています。

一方、福祉関係施設として、老人憩いの家、柘植保育園、柘植第二保育園、グループホーム
 (伊賀ホーム)、ふれあいステーション都美恵、地域デザインセンター園券、児童放課後クラブ
 “スマイルキッズ”などがあり、柘植地域の人びとの交流の場にもなっています。また、柘植地
 区市民センター(平成22年4月1日開設)、柘植公民館、歴史資料館、いがまち人権センター

は、生涯学習の施設として使用されています。

柘植地域では、まちづくり協議会が取り組みを推進をはじめ、各種ボランティアグループな
 ど12地区22団体によって、高齢者の生きがいづくりや、介護予防や世代間交流を目的とした
 「ふれあいいきいきサロン」が展開されており、住民によるボランティア活動が進んでいます。

(2) 課題

健康・福祉を推進するにあたっては、先の現状を踏まえると次のような課題があります。

- ①一人暮らし高齢者・高齢者世帯の支援制度、見守り体制の確立
- ②認知症の方・障がいのある人の支援制度、見守り体制の確立
- ③子育て支援制度と体制の確立
- ④地域福祉の担い手としてのボランティア制度、組織の確立
- ⑤ボランティア間の交流の推進とサポートセンターの設立
- ⑥次世代を担う青少年の福祉への参加促進と探検づくり
- ⑦地域の生活課題に見合った新しいふれあいいきいきの仕組みづくりとネットワーク化の推進並びにコミュニティ・ビジネスへの展開
- ⑧地域福祉推進のための拠点づくりと地域福祉増進サービス推進
- ⑨公共施設のバリアフリー化とより多くの人が共通で安全・快適に利用できる「ユニバーサ
ル・デザインのみち」の構想づくり
- ⑩ふれあいいきいきサロン活動の充実と交流の推進及び地域間・世代間をつなぐ常設サロ
ン(憩いの居場所)の設置
- ⑪高齢者・障がいのある人など、より多くの人が社会参加できる交通手段の確保
- ⑫健康づくりの場や機会の充実と自主的な健康づくりの推進
- ⑬福祉情報の収集・共有と提供機能及び相談体制の確立
- ⑭地域福祉を推進するための関連機関・団体との連携・協力関係の構築

健康・福祉の推進をめざすための目標

世代を超えてふれあいいきいき

健康でいきいきと暮らせるまち「都美恵」

4 生活・環境の再生

現状と課題

生活・環境部会では、私たちのまちが「すべての住民にとって、緊急時も含め日々の生活が安全に守られ、気持ちよく豊かに暮らせ、住み心地の良さを実感できる」かどうかの視点から策定した「拓植地域まちづくり（当初）計画（10年計画）」に基づき、これまで具体的な取組を展開してきました。

前期5年では、都美恵の里「花いっぱい運動」の推進、余野公園等の自然環境の保全管理、避難訓練等防災対策、ゴミの不法投棄対策などに取り組んできました。

伊賀市合併後6年が経過し、拓植地域の生活・環境も少しずつ変化してきました。

特に、各地区では、高齢化の進展や若者の地域外居住などにより、地域活力の低下が見受けられるとともに、身近に買い物ができる商店が減少し、空き家も増加しています。今後、人びとが集い、活気ある地域づくりを進めていくためにはどうしていけばよいか、真剣に話し合っていく必要があります。

また、蓬山川麓の山間地域では、耕作条件が悪く、農家の相い手の高齢化や獣害もあることから、耕作放棄された荒廃田が増加しています。災害の防止や環境保全等の観点からも、地域ぐるみの取組が期待されます。

現在、行政バスが運行されていますが、運行本数が少なく、三重交通バスやJRとの連絡も悪いため、高齢者等の交通弱者にとっては、病院や買い物等に行くことが非常に不便な状況です。今後、伊賀市交通計画の見直しにあたり、利用者等地域住民の要望が反映されるよう、地域として積極的に意見や要望を出していく必要があります。

自主防災組織については、合同避難訓練の実施等により、各区の自主防災組織が充実してきています。一方、防犯面については、組織的な活動がされていらないため、今後、駐在所等の連携を図り、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでいく必要があります。

また、毎年、ごみゼロ作戦を実施し、不法投棄されたゴミを撤去していますが、ゴミの不法投棄は後を絶たない現状です。少しでも不法投棄を未然に防止するため、各区に監視員等を設置し、監視活動の強化に取り組むことが期待されています。

地域の人々のつながりについては、従来から拓植に住んでいる人は、人情があり、あたたかい、やさしい、親切と感じている人が多いですが、若い人や他所から移って来られた方たちの中には、冠婚葬祭等のしきたりにこだわり無駄が多い、出合、集会等の行事が多いと感じている人もいます。今後、お互いに話し合う中で、必要な生活改善運動に取り組んでいくことが求められています。

生活・環境の再生をめざすための目標

豊かな自然を守り、安全で住みよいまち『拓植』

基本方針1 自然との共生

- 施策1 自然環境の保全と適正管理
- 施策2 資源循環型社会の構築
- 施策3 河川等の環境整備
- 施策4 都美恵の里「花いっぱい運動」の推進
- 施策5 自然エネルギーの普及と活用に向けた研究機関の誘致 ※支所と相談し削除
- 施策6 民話全国ネットワークづくり
- 施策7 環境学習の推進

基本方針2 憩いの場づくり

- 施策7 身近な憩い場合の場づくり
- 施策8 散策路の整備
- 施策9 自然公園や歩道の整備
- 施策10 鈴鹿布引山系緑線ハイキングコースの整備

基本方針3 安心・安全で暮らしやすい「まち」づくり

- 施策11 交通安全・防犯対策
- 施策12 信頼と安らぎのある地域づくり
- 施策13 快適な生活環境づくり
- 施策14 新市交通アクセス拠点整備
- 施策15 地域力の向上

地球規模での環境汚染、地球温暖化、資源の枯渇化、廃棄物の増大等々による環境悪化の進展は、拓植地域においても決して例外ではありません。私たちにとって、こうした環境問題にどう対処するか、まさに焦眉の課題です。

また、急速な都市化や高度産業社会の進展等は、私たちの生活を便利にし、効率的なものにしてきました。その一方で、これまで地域社会が有していた人びとの連帯感が希薄になり、「協働」して地域社会を維持してきた「地域力」が低下し、人びとの間の信頼感と安らぎの場を喪失させつつあることも否定できません。さらに、災害、犯罪の増加や急速な少子高齢化の進展は、現在、私たちが直面している課題と言えます。

幸い私たち拓植地域には、環境問題があると言われつつも、まだ豊かな自然環境が残されており、連帯感が希薄になつたとされながらも、地域社会の人びとを結ぶ力は失われていないことから、現在社会の課題に対応できるポテンシャルは十分備えていると言えます。

以上の観点から、上記に掲げた「目標」及び「基本方針」を立てました。

なお、計画の見直しにあたっては、まちづくり前期5年間の取組の評価や住民アンケート結果、さらに、新たな「課題」を踏まえ、改定作業を進めました。

その結果、生活・環境の再生のためのまちづくりの方向を示す「目標」と「基本方針」は変更せず、具体的な後期計画としての「施策」と「具体計画」の一部を、次のとおり改訂します。

基本方針1 誰もが枯植に住み続けられる里づくり

今、地域の生活課題を住民自らが発見し、お互いに気づき合いながら協働で解決する人的ネットワークをつくることを求められています。そのためには、困った人がいれば、労働力だけではなく精神的にも地域のみんなまで助け合う「おたがい様」の精神で、人と人とがつながり、支え合うことにより、みんなが住み続けられる住民主体の里づくりをめざします。

施策1 おたがいに支え合う仕組みづくりの推進

施策2 地域福祉の担い手確保

施策3 次世代を担う青少年の参加機会づくり

基本方針2 心の通う地域づくり

世代を超えて、より多くの住民が気懸に集まり、話し合うことなどを通じて、地域でのつながりや支え合い、助け合いの意識を高めるとともに、現代の地域生活に合った助け合いの仕組みづくりをめざします。

施策4 福祉の心を育む環境づくり

施策5 世代を超えたふれあい・交流活動の推進

施策6 新しい支え合いの風土づくり

基本方針3 健康で生き生きと暮らせる環境づくり

安全かつ安心して暮らせる生活環境の実現と、日常的な課題への対応や健康づくりを推進することにより、すべての住民が快適で生き生きと暮らせる環境づくりをめざします。また、あらゆる差別により、生活や福祉の権利が奪われてきた人びとの人権を大切にしたい。福祉のまちづくりを推進します。

施策7 共生のまちづくり

施策8 日常生活への支援

施策9 地域生活課題への対応

施策10 健康づくりの推進

基本方針4 パートナーシップのまちづくり

住民、団体、事業者、行政が密接なパートナーシップを結ぶことにより、地域で生活する住民のニーズがサービスに適切に結びつくことが可能となるように、情報の共有化と相談体制の充実、利用者の保護を推進し、必要なサービスを総合的に利用できる仕組みづくりをめざします。

施策11 住民参加による福祉の推進

施策12 住民の視点に立ったサービス提供の推進

施策13 関係団体との連携

6 産業・交流の促進

現状と課題

産業・交流部会では【若者が主体となるまちづくり】を目標とし、枯植地域まちづくり計画に基づき、これまで具体的な取組を展開してきました。

前期5年では、次の4事業を主に活動展開してきました。

1. 枯植駅周辺活性化事業
2. 特産品の創出事業
3. 国際交流促進事業
4. つつじ祭り協力事業

枯植駅周辺活性化事業では、JR関西線の複線化や新堂駅及び枯植駅の活性化を図り、大阪、京都、名古屋方面との交流を深める施策を展開してきましたが、地域の人びとの交通手段である路線バス等が廃止され、枯植駅を利用する人が減少しています。このため、伊賀市の某玄閣である枯植駅の再生と利用等の推進を図っていくことが望まれます。また、観光等の受け入れ策を推進していくことが必要です。

特産品の創出事業では、枯植地域において地域外の方に向けた特産品が皆無であったため、幾度も会合を重ねて検討した結果、5年目に黒豆の特産品の候補とすることで決定しました。現在、そのテラスト栽培を実施していますが、黒豆は枯植地域でも以前から自家用として栽培されており、作り方も地域の方々が知っているところです。しかし、駄感等の問題等により、今後見直しが必要となるかもしれません。

国際交流事業では、国際交流の積極的な推進と活動を展開してきましたが、世界的な不況と雇用情勢の悪化等により、枯植地域においても、外国人住民の働く所が減少しています。現在も交流の一環として、年一度の交流事業を開催し、お互いの文化や考え方を共有すべく活動を展開しています。今後、地域における生活や労働の機会が減少傾向にある中、計画の見直しが必要となるかもしれません。

つつじ祭り協力事業では、祭りの成功を願い、毎年、交通整理等の協力を行ってきており、今後も継続していく予定です。

産業・交流の促進のための目標

若者が主体となるまちづくり

基本方針 名古屋、大阪、京都等大都市に近いという地理的条件を生かしたまちづくり

5 教育・文化の充実

現状と課題

少子高齢化や核家族化は全国的な傾向ですが、このことは柘植地域においても例外ではありません。平成22年9月現在の総人口3,872人に対して、15歳未満人口は365人、約9.4%、65歳以上人口は1,227人、約31.6%であり、1世帯あたりの平均人口は2.8人です。この状況は、もう既に超高齢社会にあると言えます。

このことは、子どもの成長にも大きく影響しているとも言われています。一言前なら、大勢の兄弟姉妹や祖父母が一緒に生活し、多角的な人間関係を自然と学習してきましたが、現状の子どもたちは、核家族化した単純な親子関係の中で生活することが多いため、他人との人間関係がうまく作れず、いじめや不登校、校内暴力などの問題が生じているとも指摘されています。

例えば、父親は母親に子どもを任せっぱなしであったり、子どもにも期待を掛け過ぎたりした結果、思春期になった子どもが親の期待に応え切れずに親に反抗し、家庭内暴力にまで発展するケースも起こっています。

子どもの教育費についても、経済的に厳しい状況があります。家族が全員、勤めていることも多く、延長保育や学童保育への期待も大きくなくなっています。

子どもの健やかな成長には、周りの大人の援助や協力が必要であるとともに、文化的な土壌が必要なのは言うまでもありません。

この柘植地域は、俳聖芭蕉をはじめ横光利一などのゆかりの土地です。歴史的にも古代には、千中の乱の軍行があり、斎王が京から伊勢への旅の途中に立ち寄りられた願宮があったとされる地でもあります。

また、カッパ踊りといった伝統芸能や伊賀焼きなどの伝統工芸を継承し、もつともつと世間に情報発信していくことが求められています。

世は情報社会です。柘植という土地の文化や歴史を都会の人びとや世界の人びとに知ってもらう、芸術、音楽、スポーツ、文学などを通して交流を図っていくことが必要です。

行政や地域、学校等の連携を密にして、子どもを守り育てる環境を今以上に充実させるとともに、住民の誰もがいつでも学んだり楽しんだりすることのできる施設と機会を用意することが必要です。

人びととの人権が何よりも大切にされ、自然環境が豊かで文化的教育的な環境を充実し、次世代の人づくりがまちづくりにつなげていくことが必要です。

教育・文化の充実をめざすための目標

集まって楽しむ地域まるごとコミュニケーションつげ

助け合い学び合う交流拠点…つげの学びや

基本方針1 みんなが集える場所づくり

教育文化の充実を図るには、住民同士がよりよい人間関係をつくる必要があります。その前提として、住民が集える場所（環境）が不可欠となります。

このため、既存の施設の充実を図りながら、様々な観点からみんなが集える場所を作りまします。また、新しくできた「市民センター」を地域の活動拠点として、積極的に活用していきます。

基本方針2 みんなが楽しめる行事づくり

基本方針1と合わせて、住民が地域の一体感を養ったり、自分の地域を誇りに思えるような行事やイベントを維持・発展させることが必要です。

また、伝統芸能等を踊り起こし、柘植地域の文化を保存することも必要です。こうした視点を大切に、みんなが楽しめる行事をつくります。

基本方針3 学校等と連携した地域教育への支援

地域の人材を活用し、学校教育の充実のために学習や生活の両面から支援を行います。また、地域の行事等に児童生徒が参加してもらったり、学校関係者の協力もお願いしていきます。学校は柘植地域の教育文化の中核機関であり、学校と地域がこれまでに連携できるところを図ります。

基本方針4 家庭教育の支援

様々な家庭背景により生じる子育ての悩みや負担を、解消あるいは軽減するために、地域ぐるみで家庭教育を支援できるようにします。

基本方針5 生涯学習への支援

学習活動は一生を通じて行われるものです。各人が興味を豊かにし、教養を高めることは、ひいては地域力の向上につながります。また、まちづくりの力にもなるものにとらえ、生涯学習への支援を進めます。

平成31(2019)年4月26日

関係者 様

柘植地域まちづくり協議会
会長 半田 三都生

事業連携交流会議の開催について

土筆が可愛らしい姿をのぞかせるようになりました。関係者のみなさまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は柘植地域まちづくり協議会の運営に格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、先日の第1回運営委員会(4/19)においてお知らせしました「事業連携交流会議」を定期総会(5/25)に先立ち下記の通り開催いたします。役員・事務局で予算調整や事業整理などを進め、第2回運営委員会(5/20)で審議していくには、ほかの行事その他の日程上、厳しいとは存じておりますが、改元による連休等、なにとぞ時世の流れをご察しの上、出席していただきますようお願いいたします。

昨年度の反省点として、

- ・事業主体者（部会長や実行委員会を代表する者）によるお互いの情報交換が少なかった。そのため部会や実行委員会を越えて事業を理解し助け合うことができなかった。
- ・役員・事務局、事業主体者がとともに将来の柘植地域のために意見を交わし合ったりする機会が少なかった。
- ・「区長」は区民がバックボーンにあり、「部会長や実行委員会を代表する者」は部会員や実行委員がバックボーンにあるという違いがあるため、運営委員会での話し合い内容にそぐわない側面があった。

私たち柘植地域まちづくり協議会は、区が12区、実行主体も部会・委員会等大所帯であることに加えて、最近の多忙社会において、頻繁にともに時間を共有することが難しいのが実情です。そのような中では区や事業をまたいで広範囲に話し合いをするには、一人ひとりの積極的で建設的な姿勢抜きにはできません。

今年度の事業の交流をさまざまな機会にしていくことで、まち協総体としてまとまりのある取り組みが進むように、みなさまのご理解ご協力をよろしくお願いします。

記

日 時 令和元（2019）年5月11日（土）午後1：30～
場 所 柘植地区市民センターホール
内 容 今年度、取り組もうとしている事業についての交流、意見交換
参加対象 役員、事業の主体者（部会長、代表者に限らず）、一般の方々